

第3期中期目標・中期計画期間における財政改革方針

2016年3月22日

2018年3月19日改定

1. YNUの使命と現状

(1) YNUの使命

① 国立大学共通の使命

21世紀に入り、国立大学法人は共通の使命を負っている。21世紀におけるグローバル化の急速な進展、少子高齢化、環境問題などに対応し、世界と日本の持続可能な発展に貢献する使命である。そのために、国立大学法人は、学問の発展と新たな価値を生み出す知の創出、イノベーションの創造に最大限貢献する存在へと、たえず自己変革をとげなくてはならない。そして、21世紀の諸課題に対応し、次代を担う人材を育成することが国立大学に課せられた共通の使命である。

② YNU独自の使命

国立大学法人に共通する使命のもとで、本学は独自の使命を負っている。21世紀グローバル新時代で活躍できる人材育成で世界を目指し、将来社会を切り開く実践的学術の国際拠点を目指す使命であり、理工学分野、教員養成分野、人文社会科学分野の教育組織が1つのキャンパスにある立地を活かし、強みのある基盤研究を踏まえた先進的な教育研究、文系と理系が協力する文理融合の教育研究、グローバルな展開を示す教育研究、地域ニーズを踏まえた教育研究などを推進し、横浜・神奈川をフィールドにグローバル・ローカルの課題を解決する使命である。

グローバル新時代における新たな社会的要請に応え、以上の使命を果たすために、本学では第3期中期目標・中期計画期間前半期の2017年度において、学内資源の再配分を伴う全学一体の学部教育組織の改編を軸にして、教養教育改革、グローバル教育体制強化、高大接続の高度化を柱とした教育機能強化を行い、グローバル新時代に対応した人材育成、新しい学問やイノベーションの創出、及びローカルとグローバルが直面する複雑で多様化した諸課題の解決を目指す。

2017年度における全学一体の学部改編では、新たに都市科学部を創設し、教育人間科学部、理工学部、経済学部、経営学部の改編を行った。都市科学部では、人文社会科学系と理工学系の融合を活かした都市づくりとグローバル社会、イノベーション創造を担う、今までにない新しい人材育成を進める。教育人間科学部では人間文化課程を廃止し、学校教育課程のみの教育学部に改編し、グローバルとローカルの視点から教育の未来を切り開く地域の教員を養成する中核としての役割を果たす。理

工学部では、従来の4学科体制を3学科体制とし、第三次産業を含む多様な業界で新しい価値の創造や技術革新を導く付加価値の高い理工系人材を育成する。経済学部では、現在の2学科体制を1学科体制とし、グローバル新時代に対応した幅広い専門能力と実践力を持つ人材を育成する。経営学部では、現在の4学科体制を1学科体制とし、経営全体を俯瞰しうる人材を養成し、夜間主コースは改編して、ビジネススクールの要素を持つ新たな社会人教育プログラムを創設した。更に教職大学院を設置し、教育現場における諸課題を、同僚性を活かして解決にあたることのできる教職に関する高度な専門性を有し、学校や地域で中核となって活躍し、またそれを支えることのできる教員の育成を目指す。

2018年度には、理工学府の設置、環境情報学府の組織改編を行った。理工学府は、自ら専門分野以外の分野の科学技術にも目を向ける進取の精神に富み、高い倫理観とグローバルに活躍するために必要な国際的に通用する知識と能力において理学と工学の両方のセンスを兼ね備えた理工系人材の育成を目指し、環境情報学府は、環境と情報を基軸に分野横断的領域及び文理融合分野の教育を一層強化し、個々の専門分野に特化した知識や技能と分野を超えたコミュニケーション力を兼ね備えた能力を身に付けるための教育プログラムを配し、安心・安全な持続社会の実現に貢献できる高度専門職業人の育成を目指す。

以上のように、2015年4月以来、本学では諸課題を整理し、全学一体の学部改編、教養教育改革、大学院改編やグローバル教育強化などの取組みを推進してきた。これらの教育改革を着実に実行することを、本学独自の使命とする。

(2) 厳しい財政状況と財政問題検討全学委員会の設置

他方で、国立大学法人を取り巻く財政状況は、年々厳しさを増している。教育研究を支える運営費交付金は、法人化後11年間で約7億4千万円(9.4%)減少し、合わせて諸経費が高騰(消費税率の引き上げ、電気料、電子ジャーナル等の値上がり)した。また、常盤台地区への移転統合に伴い整備した建物が多数あり、要改修施設が増加している。それに加えて、2014年度から2015年度の人事院勧告(以下「人勧」という。)では、横浜市の地域手当を段階的に4%増加させる方針が提示された(2014年度→2015年度→2016年度にかけて12%→15%→16%に増加)。

本学に与えられた使命を果たし、特に2017年度における教育改革を遂行し、かつ厳しい財政状況に対応するために、本学では、2015年9月に、大学執行部と各部局長、学長補佐、総務部長、財務部長からなる財政問題検討全学委員会を発足させ、10月1日より、毎月2回のペースで委員会を開催してきた。そのうえで、人勧に関する基本方針として、10月の役員・部局長合同会議において以下の提案をして了承された。

「本学では、毎年12月から人勧に準拠した給与改定を行ってきたので、2015年12月より、人勧に準拠した2015年度の本俸、ボーナスの改定を行い、地域手当に

については1%引き上げ、14%に改定する。」

国家公務員は人勸に基づいて給与改定が行われると、その年度の4月に遡って給与改訂をしてきたが、本学は人勸を踏まえ、12月の給与とボーナスから給与の改訂を行ってきた。この間、毎年秋に臨時国会が開催され、政府提案として人勸に依拠した国家公務員の給与改定が示され、それに準じて大学の給与改定を行ってきた。2015年10月の段階では、臨時国会が開かれず通常国会が早ければ年明けとなることが予想されていたが、本学としては、教職員の生活を安定させるために、従前の通り12月から人勸に基づいて本俸とボーナスを改定した。先に述べたように、焦点は地域手当であり、人勸通り本年度から地域手当を15%とし、2016年度から16%とすると、今後非常に厳しい財政状況になることが予想された。しかし、教職員の生活の安定、特に私学の教職員との給与格差是正などを考え、地域手当を1%増加させて14%に改定する方針を決定し、10月26日には、「人事院勧告全学説明会」を開催して、全教職員に対して一定の条件のもとでのシミュレーションを示し、厳しい財政状況と財政の基本方針の骨子を説明した。

予算の7割が人件費である本学では、人件費が財政改革の重要な論点になることから、第4回から第6回の財政問題検討全学委員会では、時間をかけて人件費について討議し、12月17日の第6回財政問題検討全学委員会において、「財政改革方針の骨子案（人件費削減部分）」をまとめた。この骨子案は、以下の2. 第3期中期目標・中期計画期間における基本的な考え方と、3. 財政改革のための具体的取組(3)－①に反映されている。また、12月17日には、全教職員に対して、学長メッセージ「本学の財政改革方針策定に向けて、全教職員に呼びかけます」を発した。2016年1月以降、財政問題検討全学委員会では、収入について議論し、以上を踏まえて、2月4日に「第3期中期目標・中期計画期間における財政改革方針（素案）」をまとめ、全教職員に配布した。その後、2月19日まで各部局から意見を募り、それらの意見に対応し、また今回の最終案の趣旨をよりわかりやすくするために冒頭の1. YNUの使命と現状と2. 第3期中期目標・中期計画期間における基本的な考え方をレジュメ形式から文章形式にする改訂を行い、3. 財政改革のための具体的取組については項目の追加など必要な改訂を行った。

2. 第3期中期目標・中期計画期間における基本的な考え方

① 基本的な考え方

先に述べたように、本学は、2017年度において本学一体の学部改編を軸にした教育改革を実行する課題と、厳しい財政状況に対応する課題という、難しい課題に直面している。この2つの課題を実行するために、財政改革の基本的な考え方をどのように整

理すべきか、財政問題検討全学委員会で議論を重ねた結果、公的な教育研究を担う国立大学法人のあり方を踏まえ、以下の2つの基本的な考え方を定めた。

○公的な教育研究を担う国立大学法人にとって、人勸準拠は組織を成り立たせる骨格であり、今後も人勸準拠の給与水準を目指す方針を採用すべきである

○国立大学法人の役割は、教育研究を推進することであり、教育研究のエンジンとして部局予算を確保すべきである

財政状況が厳しくなっても、優れた教員と優れた職員には大学にいてもらい、気持ちよく働いてもらえる環境を厳守する必要がある。即ち優れた承継教職員を大学のエンジンとして確保する。そのためには、他の国立大学法人より給与水準が下がるような事態は避けなくてはならない。また、国立大学法人の役割は教育研究の推進にあり、そのための部局予算が確保されなくてはならない。更には、教育研究を推進するためにも教育研究の基盤は運営費交付金によって支えられる必要がある。以上より、財政改革方針を立てるためには、人勸準拠の給与水準と部局予算の確保を基本的な考え方として定める必要がある。

また、国立大学協会（以下「国大協」とする。）においても、「運営費交付金のこれ以上の削減は国立大学の教育研究の基盤を掘り崩すことになる」、「家庭や学生の経済状況が厳しくなっている中で、授業料の引上げと併せて運営費交付金の減額を行うことは、経済格差による教育格差の拡大に繋がる。経済条件にかかわらず、また我が国の全ての地域において意欲と能力のある若者を受け入れて優れた人材を社会に送り出すという国立大学の役割を十分に果たすことができなくなる」という危機感の下、政府への要請行動を強化し、国大協の目標として「教育の機会均等」を維持するために、学納金標準額の改定ではなく運営費交付金の維持・増額を求めてきた。この背景には、国民の実質年収の平均値が低下し、とりわけ人口減少、少子高齢化に直面している地方国立大学からの強い要請もあった。

以上より、国立大学法人が今後も公的機関として国民各階層から広く理解を得るためには、①給与が人勸に準拠していること、②教育研究の基盤が運営費交付金によって支えられていること、③学納金標準額が社会的コンセンサスの下で国立大学共通のルールとして定められていることの3点を重視して踏まえる必要がある。

以上の基本的考え方を踏まえ、本学は、運営費交付金の維持・増額を求め、競争的資金の獲得をめざすなどで収入増を図りつつ、支出削減の努力をして財政問題を解決し、2017年度の全学一体の学部改編など、本学の重要な課題に取り組まなくてはならない。そのうえで、国立大学法人の公的性格を踏まえた以上の基本的な考え方に基づいて、当面する第3期中期目標・中期計画期間の財政改革方針を立てた。即ち、2015

年度の人勸準拠（地域手当16%）を目指し、2015年度と同様の部局予算を確保する財政改革方針であり、そのための財源を第3期中期目標・中期計画期間中の経営リスク（諸経費の上昇、運営費交付金の減など）も見込んで確保しようとするれば、最終年度の2021年度には、2015年度に対して少なくとも6億7000万円の支出削減又は収入増加が不可欠であることが判明した。

所要額確保のために検討すべき事項としては、①支出（人件費削減、地域手当抑制など）、②収入（学生納付金、寄附金、収益事業など）、③運営費交付金などがあるが、②の学生納付金は、先に述べたように現下の経済状況や厳しい家計状況では標準額を超える安易な値上げはできず、仮に見直すとしても、学納金標準額の改定や国立大学協会などを中心とした国立大学全体の動向を見る必要があるため、現時点で見込むことはできない。寄附金などについては、今後獲得戦略を立て体制を整備して積極的に取り組む課題であるが、寄附者の善意に期待するなど不確実なものであり、収入全体に占める割合は低い。③の運営費交付金は、毎年の国の予算で決まるため不確定でありかつ見通しは厳しい。①のうち、地域手当については、財政改革方針の基本的考え方として人勸準拠を目指すことをうたっていることを踏まえると①の人件費削減を軸に案を策定し、長期的な大学改革方針と、それを見通した経営戦略を確立する必要がある。

以上のとおり基本的な考え方と方針を定め、人件費削減を軸に具体的取組として、2017年3月に『「第3期中期目標・中期計画期間における財政改革方針」アクションプラン2017』を定めた。

② 基本的な考え方の改定について

2017年度に行う財政改革方針の見直しにあたっては、下記の点や人事院勧告による人件費増など考慮し、改めて2018年度から2021年度までの学内予算の収入及び支出の推計を行った。

1. 人件費の削減については、当初必要とされた61名の不補充人数を2016年度に部局が不補充可能とした51名を総数とした。
2. 地域手当については、最終年度を16%と14%とした。
3. 部局予算については基幹運営費交付金と同程度の減額率を乗ずることとした。
4. 収入・支出に関する教職員からの企画公募で提案のあった様々な取組等を加味した。

その結果、地域手当について最終年度を16%とした場合は、2018年度から2021年度の全ての年度において支出超過となった。

しかしながら、地域手当について最終年度を14%とした場合は、最終年度に支出超過が解消された。

以上のことから、引き続き「国立大学共通の使命」及び「YNU独自の使命」、並びに新たに策定した「学長ビジョン2016」を踏まえるとともに、上記推計の結果を考慮し、当初定めた基本的考え方を改める。

○公的な教育研究を担う国立大学法人にとって、人勸準拠は組織を成り立たせる骨格であり、今後も人勸準拠の給与水準を目指す方針を採用すべきであるが、財政の健全化をなくして高度な教育研究の水準を確保することは出来ないことを鑑み、地域手当について、第3期中期目標・中期計画期間は、14%とし、引き続き16%を目指すものとする。

○国立大学法人の役割は、教育研究を推進することにある。教育研究のエンジンである部局予算については、基幹経費である運営費交付金の削減額を考慮しつつ、最大限確保に努める。

以上の基本的考え方を基盤とし、財政の健全化を図る具体的な取組は、別途アクションプランにおいて定めるものとする。

以上